平成２３年（フ）第２５５号
愛媛県伊予市米湊876番地２
破産者　玉井ヨシ子
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２５６号
愛媛県松山市富久町42番地７
破産者　福岡　広明
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８８号
高知県宿毛市宇須々木1577番地１
破産者　中平　博史
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第３９号
高知県宿毛市自由ケ丘13番９号
破産者　野村　誠志
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４１号
高知県四万十市利岡42番地
破産者　坂井　純直
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第４４号
高知県四万十市西土佐西ケ方299番地
破産者　山﨑　雅文
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延1998番地
破産者　藤井　育美
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２９号
福岡県直方市大字下新入374番地８
破産者　山本英日こと　崔　　英日
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第４０号
福岡県宮若市磯光1618番地２
破産者　吉武　美晴
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第５０号
福岡県直方市大字感田2272番地１
破産者　國瀬　京子
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１６８号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目24番31号
破産者　大塚貴司朗
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１９号
宮崎県日南市大字殿所193番地12、旧住所宮崎県児湯郡都農町大字川北4451番地２
破産者　新名　貴子
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
宮崎県日南市南郷町中村乙4711番地１
破産者　古澤　裕子
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
宮崎県日南市大字酒谷乙4667番地１、前住所宮崎県日南市大字星倉4843番地10
破産者　村田　朱美
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3139番地４
サンマルクコーポⅡ201号
破産者　道尾　京子（旧姓佐藤）
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１０６号
宮崎県延岡市出北１丁目９番12号
破産者　原口洋一郎
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０７号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目９番３―306号
破産者　坂井　良一
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第６０号
鹿児島県奄美市名瀬浜里町15番地２―５―402号
破産者　林　　英子
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第４２号
鹿児島県垂水市柊原1198番地、前住所千葉県八街市八街は１番地426
破産者　大迫　鶴幸
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
鹿児島県曽於郡大崎町野方6063番地12
破産者　徳重はる子（旧姓内野々）
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
鹿児島県曽於市末吉町深川2780番地１、住民票上の住所鹿児島県肝属郡東串良町池之原2637番地８
破産者　日髙　隆幸
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
鹿児島県肝属郡東串良町池之原2637番地８
破産者　日髙　良子
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
鹿児島県志布志市有明町山重11031番地５
破産者　伊集院兼二
１　決定年月日　平成23年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

更生計画認可

平成２２年（ミ）第１５号
静岡県熱海市和田浜南町３番９号
更生会社　株式会社大野屋本店
１　決定年月日　平成23年８月15日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯
第１節　更生手続開始に至った経緯（省略）
第２節　更生手続開始決定後の経緯（省略）
第３節　更生会社の経営の状況（省略）
第２章　更生計画の概要
第１節　更生計画の基本方針（省略）
第２節　更生計画の骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更並びに弁済及び納付方法
第１節　定義規定
本更生計画における用語の意義は、本更生計画に特別の定めがある場合を除くほか、以下に定めるところによる。
１　確定更生担保権
更生手続における債権調査手続を経て確定した更生担保権をいう。
２　延滞金等
租税等の請求権のうち延滞税、利子税及び延滞金をいう。
３　確定更生債権
更生手続における債権調査手続を経て確定した更生債権をいう。
４　利息損害金等
更生債権のうち、利息の請求権並びに不履行による損害賠償及び違約金の請求権の部分をいう。